

で全体の5.2%、ということになるが、下線を引いたセルは、論理エラーの可能性のあるセルである。

15歳時まで父が死亡しているのに、15歳の職業が回答されているケースは46存在するが、いずれも父が10～15歳で死亡しているケースであり、質問項目教示の「15歳ころ」にこれらの年齢も含めて回答がなされている。したがって論理エラーとはいえない。とはいえ、父は事実上不在であったと考えられるため、早期不在の変数にはこれらの46名も加えることにする。

表1 父の早期死別経験と父の早期不在経験のクロス集計結果

父早期死別	15歳時の父の職業		
	父不在	父存在	わからない
15歳時まで死亡	253(84.6)	46(15.4)	0
15歳時に生存	84(1.7)	4675(95.4)	137(2.8)
不明	95(17.4)	421(76.4)	31(5.7)
計	432(7.5)	5142(89.6)	168(2.9)

注：数値は度数、()内の数値は%を示す。

ついで、父不在で15歳時父生存(n=84)、不明(n=95)について。前者のうち、父の死亡年齢を確定できるものは17、うち6名が16歳時に父が死亡している。それ以外の17名は離別した父の死亡年齢が記憶されていたケース、残る61名はほとんどは別離・離別した父がまだ生存しているケースであるようだ。また、不明の95名は別離・離別した父の生存自体や死亡年が判明しないものと思われる。これらは論理エラーとは見なさない。

最終的に、早期不在経験者は478名(432+46)、全体の8.3%、早期死別経験者は全部で299名、全体の5.2%となる。なお、早期死別経験者は早期不在経験者の部分集合であり、その比率は62.6%である³⁾。

5.2 父早期死別の歴史的变化

続いて、父早期不在経験・早期死別経験の歴史的变化を検討するために、回答者の出生コホート別に単純集計結果を表2に示す。

表2から、父早期不在および早期死別の経験比率が最近の出生コホートほど小さくなっていくことが確認できる。この傾向は早期死別に顕著であり、早期死別の大幅な比率の低下

3) 父早期不在経験者のうち、父の早期死別を経験していない者の大半は父母の離別による生れ母子世帯であると考えられる。分析を早期死別経験者・死別以外の早期不在経験者において行う方法も考えられるが、後者は標本数が179と少ないため、出生コホート毎の分析をするには十分でないために、今回は断念した。

が、早期不在の比率の低下をもたらしていることがわかる。早期死別が近年ほど減少するという仮説1はほぼ支持されたことになる。

なお、個別の数値に関して言及するならば、最年長の1935-44年出生コホートでは全体の20%強が義務教育修了前に「父がいない」状態であったことになり、15%近くが父と死別している。この出生コホートは第2次大戦の末期と重なり、戦争に起因する父の死亡を多く経験している世代であり、極端にこれらの数値が高い可能性はあるが、これより以前の出生コホートまでさかのぼれば、少なくとも早期不在経験は10%以上には達していると思われる。従来の階層移動研究は、父職業と子職業の関連を主要な指標としてきたが、こうした分析から除外された標準に一定の属性との関連が見られるならば、三輪(2005)の指摘のように、従来の研究にセレクションバイアスが混入している可能性に注意すべきだろう。

表2 回答者の出生コホート別に見た父早期死別および早期不在の度数分布

出生年	早期不在経験者の度数(%)		早期死別経験者の度数(%)			
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
1935-44	226(20.1)	98(18.2)	128(21.9)	162(14.7)	69(13.0)	93(16.2)
1945-54	106(8.4)	46(8.0)	60(8.8)	67(5.3)	26(4.6)	41(6.0)
1955-64	68(6.3)	33(6.6)	35(6.1)	38(3.5)	18(3.6)	20(3.5)
1965-74	49(4.9)	23(4.9)	26(4.9)	26(2.5)	13(2.7)	13(2.4)
1975-85	29(4.2)	15(4.8)	14(3.7)	6(0.8)	3(0.9)	3(0.8)
合計	478(8.6)	215(9.0)	263(9.5)	299(5.8)	129(5.4)	170(6.1)

注：()は当該の出生コホートに占める該当者の%を示す。

また、回答者の性別による差異は大きくはないが、1935-44年コホートでは早期不在・早期死別経験いずれも女性に3%ほど多く経験されている。この理由はわからないが、乳幼児死亡率が男性のほうが高いために、父を早くなくした困窮家庭において、子どもの生存確率が女性のほうが高かったこととの反映なのかもしれない。

5.3 中等教育の教育達成に関する格差

つづいて、高校進学・卒業に関する父早期不在・早期死別格差を検討するために、回答者の出生コホート別に高校進学者率・卒業率を求めた(表3)。

まず表3から、早期不在経験者は高校進学に関しては35-44、45-54、65-74年の3つの出生コホートで、また卒業に関しては1935年から74年までの5つの出生コホートすべてで有意差が示されている。なお、高校進学の有意差が示されない55-64年および75-85年コ

一ポートは、有意ではないけれども早期不在群のほうに進学率が低いことに注意しておく必要がある。結論からすれば、早期不在経験者のみならず、高校進学・修了の格差は一貫して存在し、この傾向は高校修了について顕著であること、こうした格差は縮小しているとはいえないということになる。

しかしながら、早期不在経験ではなく、早期死別経験についてはかなり様相が異なる。早期死別のほうが全般的に進学率・卒業率に見られる格差が小さい。早期死別経験者は、35-44年、45-54年のものもとも年長の2ポートで高校進学・卒業の格差が示されるが、以降のポートではこうした格差は検出されず、記述統計量上も差異は概して小さくなる。35-44年ポートでは父死別群の高校進学率は、生存群に比較して10%以上も低く、この格差は45-54年ポートでも解消しない。しかし、55年以降の出生ポートからは死別群の高校進学率が95%近くに達すると同時に、生存群との格差が解消する。75-85年ポートでは死別群に10%以上低い進学率が示されているが、これはこのポートの死別群自体が少数(n=6)で、1名が高校に進学しなかったため、数値自体の意味は大きくはない。この結果から判断すれば、少なくとも55年以降の生まれの者は父を義務教育修了前に失った場合でも、高校進学に関する機会格差は存在しないことになるから、彼らが義務教育を修了する時期を1970年以降とすると、1970年以降は高校進学機会の格差はほとんどなくなったということになる。また、進学率と卒業率の差異はそれほど顕著ではなかった。早期死別経験者の高校進学・卒業についての格差は、時代とともに縮小してきており、現在はほとんど存在しないということになる。

表3 父早期不在者/存在者および早期死別者/生存者の高校進学・卒業率

出生年	高校進学率 (%)			高校卒業率 (%)		
	不在	存在	死別	不在	存在	死別
1935-44	55.8**	66.6	55.6**	66.7	53.8**	63.5
1945-54	66.0***	82.1	68.7*	81.4	65.1***	80.0
1955-64	91.2	95.5	94.7	95.3	83.8**	93.6
1965-74	87.8***	97.1	96.2	96.0	85.7*	93.3
1975-85	93.1	96.7	83.3	95.9	82.8*	92.5
合計	67.6***	85.0	67.6***	86.6	64.7***	84.2

注: * p<0.05 ** p<0.01 *** p<0.001 いずれも同一ポート内での χ^2 検定 (df=1) の結果

こうして、中等教育についていえば仮説2「父の早期不在経験者・早期死別経験者と、そうでない者との間に教育達成についての格差が見られる」、仮説3「この格差は近年ほど減少

している」については、早期不在経験者については仮説2支持、仮説3不支持、早期死別経験者については仮説2支持（ただし、格差は近年はほとんど見られないので古い出生ポートにかぎり支持）、仮説3支持という限定的な結果となった。少なくとも古い出生ポートに關して言えば仮説2はいずれにおいても支持される。しかし、その後、早期不在経験者では格差が解消せずに今日まで存続しているのに対して、早期死別経験者では格差が縮小し、ほぼ解消されていることになる。

早期不在経験者と死別経験者の差異は、父早期不在群における高校進学率の低さと高校中退率の高さ（卒業率の低さ）から生じている。とりわけ、直近の3つのポートで進学率が卒業率と大きな差異を示すことは興味深い。

5.4 高等教育の教育達成に関する格差

つぎに、短大以上（短大、高専、大学、大学院）への進学、および4年生大学への進学それぞれを指標に、同様な分析をおこなった（表4）。

まず、短大以上への進学率・4年生大学への進学率いずれについても、早期不在経験者の数値は概して早期死別群より低く、非経験群との比較においては、短大以上進学に關してはすべてのポートで、4年生大学進学に關しても65-74年以外のすべてのポートで有意に低い数値を示している。高校進学・卒業に關して見られた差異と同様に、父早期不在経験者と非経験者の格差が一貫して大きく、高等教育進学に關してもこの格差が依然として維持されている。

表4 父早期死別者および生存者の短大・大学進学率

出生年	短大以上への進学率 (%)			4年生大学への進学率 (%)		
	不在	存在	死別	不在	存在	死別
1935-44	8.4*	13.5	9.9	13.5	5.8*	7.4
1945-54	7.6***	22.2	7.5**	22.1	5.7**	6.0*
1955-64	11.8***	37.2	15.8**	36.7	8.8**	13.2
1965-74	18.4**	38.9	26.9	37.7	16.3	23.1
1975-85	17.2**	45.6	33.3	43.9	13.8*	33.3
合計	9.5***	29.0	12.0***	29.9	7.4***	20.4

* p<0.05 ** p<0.01 *** p<0.001 いずれも同一ポート内での χ^2 検定の結果

父早期死別経験者では45-54、55-64の2つの出生ポートで短大以上進学に關して有意な格差が示されており、それ以降も統計的に有意ではないが10%近い差が非経験群との間に

示されている。これは、第2種の過渡の結果と考えるべきであり、早期死別経験者においても格差が存続していると考えよう。4年生大学進学については、有意な格差は45-54年出生コーホートのみで、65年生まれ以降の格差は小さなものとなる。

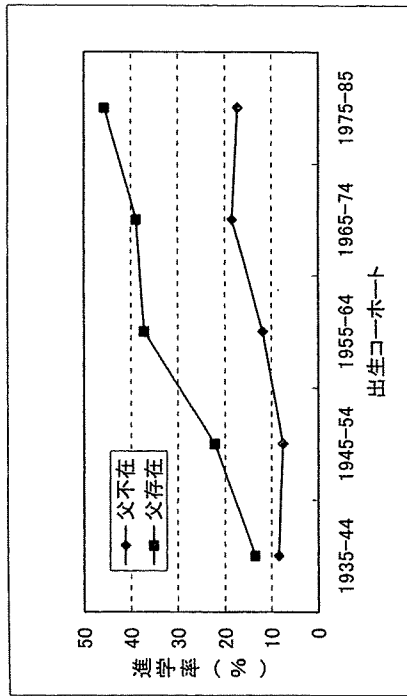


図1 父早期不在経験群と非経験群の短大以上への進学率

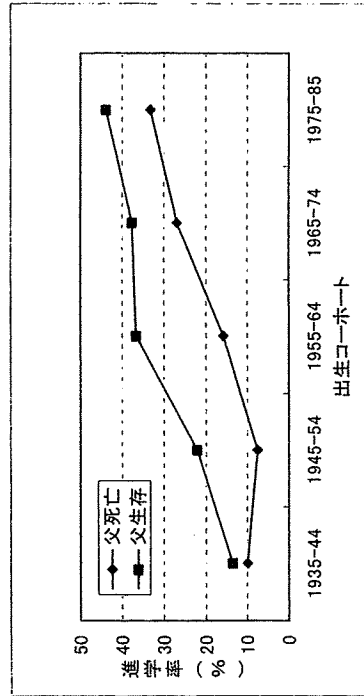


図2 父早期死別経験群と非経験群の短大以上への進学率

このように、結果はやや複雑であるが、①格差は父早期死別経験群よりも父早期不在経験群に大きく、②とくに短大以上の高等教育機関への進学に関する格差は、中等教育（高校進学・卒業）に見られる格差よりもより顕著であり、大きい。この理由は、おそらくは、社会全体の高学歴化にともない高等教育機関への進学率が増加する中で、中等教育への進学率の格差が縮小し、高等教育機関進学に関する格差がより表面化してきたものと考えられる。こ

の傾向をグラフでも確認してみよう。

図1の早期不在経験群と非経験群の比較においては、早期不在経験群の進学率が一貫して低く、非経験群の高学歴化に伴い、格差が拡大していることが理解できる。これに対して、図2の早期死別経験群と非経験群の比較では、格差は存在するが、この格差が維持されたままどちらとも一貫して進学率が上昇している。少なくとも格差が拡大しているとは言えない。

こうして、仮説2「父の早期不在経験者・早期死別経験者と、そうでない者との間に教育達成についての格差が見られる」、仮説3「この格差は近年ほど減少している」は、高等教育に関する仮説2支持、仮説3不支持という一貫した結果となり、父早期不在経験者においては格差は拡大傾向にあり、父早期死別経験者においては格差はそのまま継続している、という結果として整理できる。中等教育に関する結果との共通点としては、早期不在群において格差がより大きいという点である。

以上の結果は、生別母子世帯と死別母子世帯に対する社会保障制度の違いに起因しているように思われる。死別母子世帯に対しては、母子年金および遺族年金の早い段階での整備によって家庭への経済的支援が行われたため、子どもの高校進学に関する格差はそれほど拡大しなかったと考えられる。ただし、これらの支援は被扶養の子が18歳に達する年度までであるため、高校進学・卒業に関する格差は対応できなかったものの、高等教育進学にかんしては格差を解消するまでには至っていないと考えられる。

これとは反対に、離別による生別母子世帯に対する対応はもっぱら児童扶養手当と生活保護に依存したために、所得保障が十分ではなく、高校進学・卒業に関する格差が生じるため、高等教育進学にはさらに顕著な格差が示されるものと考えられる。

とはいえ、教育達成上の格差を経済的問題からのみ考えるのも限界があり、進学への動機付け自体に親の離別や離別家庭のもつ特性が関与している可能性も含めて今後検討すべきだろう。

5.5 性別による差異

以上のような父の早期不在経験および早期死別経験の効果の性別による差異を検討する。これまでの分析で差異が顕著であった高校卒業について表5に、短大以上の高等教育機関への進学については表6に、それぞれ性別・経験の有無別にみた進学率を示した。

表5は、男女ともに「経験群」の標本数が少ないため、統計的検定に関して第2種の過誤の可能性に留意する必要がある。ただ、この点を考慮しても、女性のほうが男性に比して早期不在経験群と非経験群の間の差異が大きいために読み取れる。女性の不在経験群では、55-64年コーホート以外ほぼすべて有意な格差を示している。不在経験群どうしを男女間で比較すると、35-44、65-74、75-85の3つのコーホートでは女性のほうが顕著に卒業率は低い。

表5 性別にみた父早期不在経験者・早期死別経験者の高校卒業率についての格差

出生年	高校卒業率 (%)・男性		高校卒業率 (%)・女性	
	不在	生存	不在	生存
1935-44	62.9	65.7	62.8	66.0
1945-54	65.2*	79.4	61.5*	78.5
1955-64	75.8***	92.6	83.3	92.4
1965-74	91.3	90.9	100.0	89.5
1975-85	86.7	91.9	100.0	90.7
合計	70.1***	83.5	69.5***	82.9
			62.0***	86.1
			48.4*	61.1
			73.2	81.1
			95.0	94.6
			92.3	96.5
			66.8*	94.1
			63.5***	85.4

注：* p<.05 ** p<.01 *** p<.001 いずれも同一コホート内での χ^2 検定 (df=1) の結果

表6 性別にみた短大以上の高等教育進学についての格差

出生年	短大以上進学率 (%)・男性		短大以上進学率 (%)・女性	
	不在	生存	不在	生存
1935-44	13.3	20.8	15.9	17.9
1945-54	8.7**	30.6	7.7*	30.2
1955-64	15.2**	44.2	22.2	43.7
1965-74	30.4	38.9	38.5	38
1975-85	20	44.5	33.3	42.7
合計	14.9***	35.1	17.8***	34.5
			6.5***	26.5
			5.4	6.7
			7.3	15.3
			10.0*	30.7
			15.4	37.3
			33.3	44.9
			7.7**	24.3

注：* p<.05 ** p<.01 *** p<.001 いずれも同一コホート内での χ^2 検定 (df=1) の結果

表6の高等教育機関への進学率の結果についても、早期不在経験者が早期死別経験者以上に進学率が低いこと、とりわけ女性にこの傾向が顕著であることがわかる。早期不在経験者の格差に関する統計的検定では、男性では45-54年、55-64年に有意差が示されるのに対して、女性では55以降の3つのコホートすべてで有意差が示される。早期不在経験者と非経験者に見られる高等教育への進学率の格差が近年拡大傾向にあることを前節で指摘したが、この傾向は女性の動向から生じているといえる。早期不在経験者別・男女別・出生コホート別の進学率の変化を図3によって、確認してみよう。

図3から、古いコホートでは短大以上の教育機関への進学率が社会全般で低く、早期不在経験者と、それ以外の者との格差自体が表面化しなかったのに対して、社会全般の高等教育機関への進学率の上昇にともない、急激に格差が顕在化してきたこと、とりわけ女性においてはそれが格差の顕著な拡大傾向として生じていることを読み取ることができる。さらに、

早期不在を経験していない者(図3中の実線)の中では男女間の進学率格差が65年以降ほとんどなくなっているのに対して、経験者(点線)の中ではこうした格差が直近の出生コホートまで残存していることがわかる。

これらの結果からすれば、仮説4「父の早期不在および死亡の及ぼす影響は女子に大きく、男子に小さい」はほぼ支持されたと考えられる。

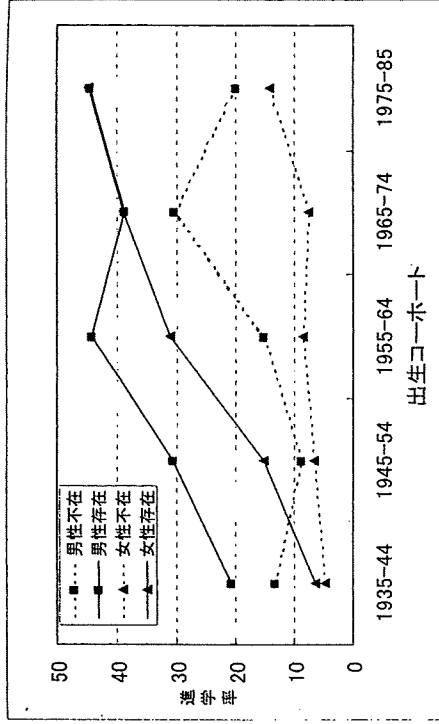


図3 男女別・早期不在経験の有無別にみた短大以上の高等教育機関への進学率

5.6 父親の早期不在・早期死別と経済状態

これまで、社会保障制度による支援が死別母子世帯と生別母子世帯では異なっており、前者のほうがより充実度が高いために、後者により大きな格差が発生するという仮説を示した。いわば、死別母子世帯の経済状態のほうが、生別母子世帯よりも良好であり、このために卒業率に差が生じたという仮説である。厳密な検証は本データではなし得ないが、回答者による「15歳当時のくらしむき」(豊か(1)から貧しい(5)までの5件法、解釈を容易にするため得点を逆転し、高得点ほど豊かであることを意味する)について、父早期不在経験別・早期死別経験別に平均値を算出し、出生コホート別に表7に示した。

表7では、父早期不在経験の有無による暮らし向き平均値がすべてのコホートで有意差を示すのに対して、死別経験は35-44年、45-54年、55-64年の3つのコホートでのみ有意差が示され、直近の2つのコホートでは有意差が示されない(相関はほとんど0に近くなる)。早期不在経験者・死別経験者の平均値の差は大きなものではないが、傾向としては一貫して早期不在経験者のほうが低い。

この結果をみるかぎり、父の早期不在経験は一貫して世帯の暮らし向きと関連を有

5.7 父早期不在経験の効果を説明する要因

最後に、父早期不在経験の効果が教育達成に及ぼす効果を生コーホート別にロジスティック回帰分析を行うことで検討してみよう（紙数の都合上、早期死別経験についての分析は割愛）。分析目的は、早期不在経験の効果を、世帯の経済状態という媒介変数によって説明できるかどうかを検討することにある。主要な統制変数は性別（男性=1のダミー変数）、媒介変数として用いているのは15歳時暮らし向きであるが、あわせて中学3年時成績も検討に用いる。

4. 従属変数はこれまでの分析で効果が顕著であった高校卒業と短大以上の高等教育機関への進学、の2変数とする。
分析は、まず(1)最初のステップで性別のみを統制した父早期不在経験のオッズ比（非経験群を参照カテゴリーとする）を算出し、(2)ついで「暮らし向き」を独立変数に加えて、(3)さらに「成績」を投入する。早期不在経験の効果を高校卒業について検討した結果を表9、同様に短大以上への進学について検討した結果を表10に示す。

表9では、どのコーホートにおいてもStep1において父早期不在経験の有意な効果が示されている。オッズ比は2群で比率が等価なときに1となり、1から離れるほど差が大きいとを意味するから、少なくとも格差は縮小していないことを確認できる。Step2で「暮らし向き」を投入すると、1935-44、55-64、75-85の3つのコーホートで父早期不在経験の有意な効果は消失する。さらにstep3で「成績」を投入すると、父早期不在経験の有意な効果はすべてのコーホートで消失する。父早期不在経験の効果は暮らし向きに媒介されるといふ仮説は部分的に支持されるが、同時に成績によっても媒介されていた。

父早期不在経験は暮らし向きの悪さと同時に成績の悪さにも結びついており、暮らし向き・成績はそれぞれが独立に早期不在経験と卒業率の低さの関連を説明していた（35-44年および75-85年コーホートでは暮らし向きのみが媒介）。データの限界もあるけれども、早期不在経験の効果を経済的問題という単一の要因から説明できるわけではないようだ。また、成績と不在経験の交互作用効果も検討してみたが、顕著な効果は示されなかった。成績の良し悪しにかかわらず、成績が悪い場合に高校卒業が断念されていること、経済的事柄の良し悪しにかかわらず、成績が悪い場合に高校卒業が断念されているという、それぞれ独立な効果が存在するようである。

父の早期不在経験と暮らし向き・成績の関連は、たとえば早期不在によって生じた低所得の状態の中で、進学自体が経済的に難しいこと、また十分な学習環境を持たず、教育達成への将来展望を持たないために学習意欲が低下し、成績が悪くなる、という連鎖などが考えられるが、こうした過程自体を本データから検証することはできない。

↓このほか、中3時の教育達成期待（中3時に将来どこまで進学したいと考えていたか）、などの変数も考えられるが、これらの変数は欠損値が多く、使用を断念した。

しているが、早期死別経験については70年代以前（55-64年出生コーホート以前）に見られた世帯の暮らし向きの悪さとの関連が、80年代以降消失している。この結果は、死別母子世帯の所得保障に比して生別母子世帯の所得保障が十分でないという仮説に適応的である。また、高校卒業率に見られる格差と、表7の暮らし向き格差のパターンとが対応していることにも注目すべきである。

表7 父早期不在・死亡経験別15歳時暮らし向きの平均値

	不在	存在	死亡	生存
1935-44	2.34***	2.75	2.46**	2.72
1945-54	2.43***	2.85	2.52**	2.84
1955-64	2.53***	3.03	2.58**	3.02
1965-74	2.82*	3.10	3.04	3.08
1975-85	2.69***	3.28	2.88	3.25
合計	2.46***	2.98	2.55***	2.96

注：* p<0.05 ** p<0.01 *** p<0.001 いずれも2群の平均値の差の検定の結果

表8 父早期不在・死亡経験別15歳時成績の平均値

出生年	早期不在経験の有無		早期死別経験の有無	
	不在	存在	死亡	生存
1935-44	3.21	3.30	3.27	3.30
1945-54	2.99*	3.23	3.03	3.22
1955-64	2.86**	3.20	3.00	3.20
1965-74	3.01**	3.18	3.00	3.09
1975-85	2.72	3.03	2.67	3.01
合計	3.03***	3.19	3.15	3.17

注：* p<0.05 ** p<0.01 *** p<0.001 いずれも2群の平均値の差の検定の結果

さて、経済的要因が説明因であるためには、成績に関しては、成績に関して差がなければより説得的である。このため、中学3年時成績（上の方(1)から、下の方(5)までの5件法。解釈を容易にするため）に得点は逆転し、得点が高いほど成績がよかつたものとする）の平均値を同様に早期不在経験別・死亡経験別に表8に算出した。

学校の水準を統制していないので限界はあるが、早期不在経験のある者の平均値は全般的に低く、45-54、55-64、65-74の3つのコーホートで有意差を示すのに対して、死別経験には有意差の示されるコーホートが存在しない。ただし、平均値自体を比較すると、全般的には早期不在経験者と死別経験者の間にそれほど大きな差があるわけではない。成績はともよといはいえないと考えるべきだろう。

表9 父早期不在経験が高校卒業に及ぼす効果：
コーホート別ロジスティック回帰分析の結果（調整済みオッズ比）

	1935-44	1945-54	1955-64	1965-74	1975-85
Step1					
男性(1)	1.27	0.87	0.58*	0.34***	0.65
父不在(1)	0.71	0.45***	0.32**	0.34*	0.34*
Step2					
男性(1)	1.79***	0.98	0.73	0.51	0.41*
父不在(1)	0.79	0.55*	0.72	0.26**	0.97
暮らし向き	1.78***	2.23***	2.16***	2.14**	3.23***
Step3					
男性(1)	1.48**	1.16	0.66	0.46*	0.9
父不在(1)	0.87	0.64	0.47	0.61	0.6
暮らし向き	1.54***	1.79***	1.53**	1.67*	1.41
成績	2.36***	3.52***	2.35***	3.34***	3.93***
N	1089	1214	1035	985	685

注：* p<0.05 ** p<0.01 *** p<0.001

表10 父早期不在経験が短大以上への進学に及ぼす効果：
コーホート別ロジスティック回帰分析の結果（調整済みオッズ比）

	1935-44	1945-54	1955-64	1965-74	1975-85
Step1					
男性(1)	3.67***	2.39***	1.75***	1.05	0.92
父不在(1)	0.63*	0.29**	0.22***	0.35**	0.25**
Step2					
男性(1)	4.34***	2.93***	1.89***	1.16	0.92
父不在(1)	0.73	0.34**	0.27***	0.38*	0.32*
暮らし向き	1.60***	2.16***	1.83***	1.62***	1.55***
Step3					
男性(1)	4.53***	3.11***	2.20***	1.34	0.96
父不在(1)	0.73	0.32**	0.28**	0.43*	0.26*
暮らし向き	1.43***	1.86***	1.76***	1.48***	1.40**
成績	2.85***	3.45***	2.75***	3.03***	2.88***
N	1092	1234	1044	990	687

注：* p<0.05 ** p<0.01 *** p<0.001

表10の短大以上への進学の結果は、高校卒業とは異なり、最古参のコーホートを除けば暮らし向き・成績投入後も、早期不在経験の効果はすべて維持されている。オッズ比を見る限り、格差が拡大していることも確認できる。この変化は、性別（男性）の効果に1に収斂していく動きを見せるのと対照的である。

なお、最古参のコーホートのみ、早期死別経験と成績に有意な関連は見られず（結果略）、早期死別経験が家庭の経済的困難を生み、進学する傾向が低まるという関連が見られる。しかし、その後のコーホートでは高校卒業の分析結果と同様に、早期不在経験が「暮らし向き」の悪さ、「成績」の悪さ双方に関連し、それらが短大以上への高等教育機関への進学を妨げる

という傾向が見られる。異なる点は、こうした媒介効果が存在するにもかかわらず早期不在経験の有意な効果は最後まで（Step3）維持されていることである。この結果は、少なくとも、「暮らし向き」や「成績」に還元できない効果が存在することを示唆している。

6. 考察と結論

以上の知見をまとめてみよう。義務教育修了以前に父親が家庭に存在しない人々（父早期不在者）は、高校進学・修了、短大以上の高等教育機関への進学といった教育達成の面で、父親が存在する人たちに比して有意に低い数値を示した。こうした格差は、少なくとも観察された5つの出生コーホートを通じて現在まで一貫して続いていることも明らかになった。

ただし、こうした格差は、義務教育修了以前に死別を経験する人たち（父早期死別経験者）の高校卒業に関しては観察されなかった。父早期死別経験者の比率は年々減少する傾向にあるが、初期のコーホートで観察された高校進学・卒業に見られる格差は、その後のコーホートでは消失していく。つまり、かつて子どもが高校進学・卒業の障壁となっていた父の早期死別は、次第に障壁としての姿を消している。しかし、こうした障壁は短大以上への高等教育機関への進学に関してもそれ以外の者との間に大きな格差を伴っていた。

本研究の仮説2は、社会保障制度の整備に伴い、父の早期不在や早期死別による格差は近年になるほど小さなものになると考えたが、この傾向は早期死別経験者の高校進学・卒業についてのみ妥当し、早期死別経験者の高等教育機関への進学、早期不在者の中等教育・高等教育への進学・卒業全般には妥当しなかった。とりわけ、早期不在者については短大以上の高等教育機関への進学率が一貫して低く、格差はむしろ拡大傾向を示していた。

早期不在経験者と早期死別経験者にみられる差異は、早期死別経験者に対する遺族年金などの社会保障制度が整備されていた結果、彼ら／彼女らの格差が解消されていたのに対して、早期不在経験者の主要な成分である生別母子世帯などに対する社会保障は限定されたものであったために生じた、と本研究は考えている。ではなぜ社会保障制度の整備状況が両者でかく異なるのだろうか？

おそらく、父・夫の死亡はイベントの発生時点が明確であり、病気や事故など、個人の制御できない要因に起因するため、出来事の原因が個人に求められず、社会保障制度による対応が早くから可能であったからだと思う。一方、離婚や長期別離などのような夫婦関係の悪化に伴う父の不在は、イベントの発生時点が明確でないことが多く、また発生責任が個人に求められるほか、法的な定義が実態と乖離することも多いことから（長期別離しているが離婚していないので法的には夫婦であるなど）、社会保障制度による対応が簡単でなかったものと思われる。現在でも、離別した女性に対しては、遺族年金のような「夫がいらない」

Educational Attainment of the People Experiencing Early Absence of Father and Early Death of Father

Akihide Inaba
Tokyo Metropolitan University

Educational attainment of people who experienced early (before graduating junior high school) absence of father in the family and who experienced early death of father is examined.

Comparing with those who did not, people who experienced the early absence of their father consistently showed low educational attainment for both graduating high school and entering college or universities. This likelihood is evident for the ratio of entering college or universities, and contrary to the expectation, the disparities have been enlarging. Only for the ratio of graduating high school, the disparity between one who experienced early death of their father and those who did not has been gradually diminishing. Such patterns were thought to be caused by the different effect of the social security system in Japan: i.e., the system for widowed mothers and their children was established early and well-functioned, but the system for divorced mothers and their children was not established as such.

Moreover, the disparities caused by the early absence of fathers were larger for women than men. This may mean women tend to synchronize their life course with these family events more than men.

Finally, the hypotheses regarding to the effects of early absence on educational attainment was examined. For the ratio of high school graduation, the early absence of fathers had effects on children's educational attainment by way of both 'low level of daily living at that time' and 'low achievement at that time'.

Such mechanisms were also shown at the ratio of entering college or universities, but the effect of early absence of father was not fully explained by these two intermediate factors.

Key words and phrases: divorce, single parent family, life course, social security, educational career

状態の開始と同時に給付が開始されるような制度は存在せず、もし彼女が専業主婦を継続しようとするのであれば、夫が支払う養育費や慰謝料に依存するよりほかかない。このように、現在は社会保険制度が離別母子世帯に対して十分な対応ができていないにもかかわらず、離婚が増加しており、また社会全体の高学歴化が進んでいることが格差の解消に至らない理由であると考えられる。

早期不在経験者の高等教育機関への進学率の低さは、遺族年金や児童扶養手当が支給される期限が被扶養の子どもが18歳までとされていることと無関係ではないだろう。現行の制度では、高校卒業までは生活費を保障できても、それ以降は保障できない。制度が格差を生み出す要因であるならば、格差の解消にむけた制度設計を検討する必要があるだろう。

また、父早期死別経験の教育達成をめぐると格差は男性よりも女性に大きく、女性のほうが家族の事情にあわせて進学を控える傾向が強いこと、自分自身のライフコースを家族と共有化させることが多いことが分析の結果から示された。この背景にはもともと進学率には男女で格差が存在するために、低い学歴の選択が女性になされやすい、という構造が考えられる。また、女性のほうが家庭内で従属的な立場に置かれていることの反映なのかもしれない。

父の早期不在経験がもたらす教育達成の格差は、暮らし向きの悪さ、成金の悪さの関連によって一部、またはすべてが説明された。高校卒業に関する格差はほぼすべてがこの両者によって説明されたが、短大以上への進学に関する格差については、この両者には還元されないイメカニズムが存在することが示唆された。

最後に本研究の課題と今後の展望を述べたい。本研究のようなデザインは、多くのデータに対して適用可能であるように思われる。今後は、他のデータによって同様な分析をおこなう、知見を積み上げていくと同時に、教育達成以外のさまざまなイベント（就業や結婚など）をとりこんだ、トータルなライフコース分析へと進むべきだろう。

【文献】

Elder, Glen H. Jr. 1974. *Children of the Great Depression: Social Change in Life Course Experience*. Chicago: London: University of Chicago Press. =1986. 本田時雄他 (訳) 『大恐慌期の子どもたち: 社会変動と人間発達』明石書店。

Hareven, Tamara K. 1987. "Historical analysis of the family." Pp. 37-57 in *Handbook of Marriage and the Family*, edited by Marvin B. Sussman and Suzanne K. Steinmetz. New York: Plenum Press.

瓜井良典. 1997. 『日本の社会保険』岩波書店。

三輪哲. 2005. 「父不在・無職の帰結—将来の地位達成格差とその意味—」『現代日本におけるジェンダーと社会階層に関する総合的研究』(基礎研究(B)(1))研究結果報告書、研究代表者・尾島史(著): 223-33.

2. 平成 20 年度

対する援助方針と密接に関連する点にも考慮する必要がある。さらに、医療機関の場合には、医師のみならず病院等に配置されている医師ソーシャルワーカーとの連携は必要不可欠である。例えば、精神疾患の被保護者へのかかわりなどでは、病状の把握や退院にかかわる問題等での連携は社会復帰をともなう生活上の変化や、住宅の確保などとも関連することから大切になってこよう。

最後に、これまであげた機関や職種のほかにも、就労にかかわって連携が必要とされる公共職業安定所（ハローワーク）なども就労の援助を行う場合に大切な連携先といえよう。さらに、生活保護法との関連でいえば、民生委員・児童委員とのかかわりは、連携というレベルから日常的な被保護者の生活事情を最も身近に把握できる存在であり、お互いに報告、連絡をとおした密接な関係を構築しておくことが必要である。

第4節 自立支援プログラムをとおして行う支援活動の実際

学習のねらい

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」（平成16（2004）年）において、自立支援の概念を、就労により経済的自立を図る就労自立支援、自分で健康・生活管理が行えるよう支援する日常生活自立支援、社会的なつながりを回復・維持するよう社会生活を支援する社会生活自立支援に分け、その考え方をもとに、平成17（2005）年度から生活保護受給者に対する自立支援プログラムが展開されることになった。

自立支援プログラムとは、実施機関である福祉事務所が管内の利用者全体の状況を把握した上で、利用者の状況や自立支援阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組みべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の利用者に必要な支援を組織的に実施していくものである。

そこで、各種自立支援プログラム（就労支援プログラム、精神障害者退院支援プログラム、ひきこもり改善支援プログラム）をとおして、どのような支援活動が行われているのか、その実態をみてみよう。

1 就労支援プログラム

- ① 世帯状況
 - 生別母子世帯（20歳代母・2歳長男）
- ② 本世帯における課題
 - 長男の養育のため、母の稼働能力が生かされていない。
- ③ 支援経過
 - ・ 母から長男を保育所に預けて就労開始したいと担当ケースワーカー（以下、SW）に相談がある。就労の動機づけ・就労意欲・支援プログラムの説明及びその同意についてそれぞれ確認の上、プログラム支援対象者として選定される。
 - ・ 選定後、最初の面接実施。母は長男の保育所への通園の都合上、長男の体調不良時などに融通がきく職場を希望しており、長男の入園先保育所からほど近い、最寄り駅周辺に就労先を探すこととした。職種としては、婦人服や子ども服の販売関係希望している。知人が勤める婦人服店が最寄り駅周辺にあるため、知人を通じての求職活動を行うとともに、駅周辺の大型スーパーの婦人服専門店での求人についても応募していく

ことや、状況によってはハローワークに同行訪問することなどを確認し、当面はハローワークとの連携（生活保護受給者等就労支援事業）については行わないこととした。

- ・ 結局、知人の勤める婦人服店は土日も勤務しなければならぬため、母の希望と合致せず、不調に終わったとのこと。求人情報誌を参考に、母の希望にそう求人についての情報提供を行い、今後も同条件での求職活動を継続していくことを確認した。
- ・ 母より、駅周辺のデパート内の子ども服販売店に求人案内があったため応募したところ、面接にこぎつけたとの連絡が入る。面接時の態度や言葉遣いに十分留意するよう伝え、不安気味の母を励ました。
- ・ 母から、無事デパート内の子ども服販売店での就労が決定したとの報告が入る。勤務時間は9時から17時までで、長男の養育及び保育園通園にも支障がないことを確認した。
- ・ 母から、無事に就労を開始したとの連絡が入る。就労開始にともない、生活の乱れや長男の養育に問題が発生することのないよう、必要に応じてSWに相談・連絡するように母に伝えた。

2 ② 精神障害者退院支援プログラム

- ① 世帯状況
 - ・ 単身傷病者世帯（60歳代男性・アルコール依存のため精神科病院に長期にわたり任意入院中・居所は数年前に処分済み）
- ② 本世帯における課題
 - ・ 過去、直前で退院に失敗したことがある。
 - ・ アルコール依存による問題行動（放火）歴がある。
 - ・ 退院した場合、親族の支援が見込めない。
- ③ 支援経過
 - ・ 診療内容をもとに、福祉事務所の嘱託医と協議の結果、退院して施設生活の可能性があるとされる。本人入院先病院の主治医から退院の可否を聴取したところ、適切な支援を活用することで、在宅での生活も不可能ではないとの意見であったため、在宅生活に向けての支援を決定する。
 - ・ 病院の精神保健福祉士（以下、PSW）及び看護師らと関係機関会議（以下、カンファレンス）を開催し、本人の状況を確認する。退院準備セミナーに参加するまで状態が安定したことがあったが、発作のため500mlほど飲酒してしまい、退院が中止されたことがある。本人は退院に対して不安感をもっているが、やる気になれば在宅生活を行うことは

可能であるとのこと。本人との面接も実施。退院は無理でもまずは病院近くの友人宅へ外泊したいとの希望を確認し、退院支援プログラムの支援対象者となることに本人の同意を得る。

- 第1回個別検討会を、病棟看護師・臨床心理士・PSWらと実施する。
[現時点での課題]

入院歴が長く、社会生活の経験が希薄なために、本人にとって生きがいとよべるものがなく、1人の時間の過ごし方がわからないうちに発作を起こす可能性がある。このため、自立した生活リズムの確立が困難である。

[本人の現状]

最近では感情のコントロールができ、連続飲酒もない。外出は近隣の友人宅のみである。幻聴や幻覚に過敏になっており、薬に対する依存もある。60歳を過ぎて一度は退院したいという思いもあり、賃貸住宅の保証人になってもらうため、親族に手紙を出したこともあるが返事はなかった。前回、退院準備セミナーに参加したが失敗しているため、本人も退院は無理だという思いも強いが、再び挑戦してみようという気持ちも出てきている。

[福祉事務所支援方針]

社会への接点として、定期的に福祉事務所に来所するよう本人に指示し、退院後の生活設計を聞き出すとともに、在宅生活への助言を行うことにより、病院以外での頼れる場所として信頼関係をあらためて築いていく。

[病院支援方針]

「1回は退院したい」との思いがあるようで、本人にとっては今回が最後の機会と思われる。多少の心の揺れ動かしがあっても、長スパンで退院に結びつきたい。

- ・ 本人が外出し、福祉事務所に来所した際に数回面接を実施する。在宅生活での留意事項を具体的に認識できる助言を行う。しかし主治医からは、服薬管理能力が不十分であり、在宅生活はやはりむずかしいのとはいわれたとのこと。本人は、心配でつい多く飲んでしまうという。主治医・看護師らと十分に話し合い、薬の管理を行うよう本人に伝えた。
- 第2回個別検討会を、本人・病棟看護師・臨床心理士・PSWらと実施する。

[現時点での課題]

前回にあげた課題のほかにも、服薬や喫煙の始末等の管理面や、生活能力の向上があげられる。ポットでご飯を炊いてしまっただけである。

[本人の現状]

薬への依存があり、退院に向けて自己管理が必要である。また、今回の退院の話が出てから、精神的に多少不安定状態が表れている。なお、外出時

は緊張のため足を引きずきするなど歩行に多少の難があるとのこと。

[福祉事務所支援方針]

退院に対する不安があるため、今後の退院訓練実施ごとに、本人及び病
院側と問題点について話し合うこととした。また、福祉事務所来回敷
を増やすことで、退院後の生活リズムをつくることも検討する。なお、外
泊時の費用については、一時扶助として適切に支給を行っていく。

[病院支援方針]

退院訓練（宿泊）を実施していく。

- 第 3 回個別検討会を、本人・病棟看護師・臨床心理士・PSWらと実
施する。

[現時点での課題]

第 1 回の退院訓練が終了。かなり緊張していたようで、部屋の出窓やト
イレの段差等のもよっとしたことなどで不安になるとのこと。喫煙については
十分注意できているが、火の始末の問題は解決できそうであるが、電子レン
ジの操作ができなかったり、米を炊く分量を誤ったりしており、日常の生
活能力は改善を要する。

[本人の現状]

不安もあるようだが、退院へは意欲的である。

[福祉事務所支援方針]

不安解消の面からも、訓練中にアパルト訪問を行うこととした。また、
月 1 回の福祉事務所来所についても継続する。

[病院支援方針]

訓練結果及び具体的な課題について整理し、本人に理解させる。

- 外泊先アパルトを病棟看護師及び臨床心理士らが訪問する。本人は外
泊中、無為に過ごす時間が多いようであるが、炊飯器の使用方法を覚え
るなど、徐々に生活能力が向上していることを確認した。

- 第 4 回個別検討会を、本人・病棟看護師・臨床心理士らと実施する。
病院借り上げアパルトへの入居が決定し、外泊訓練が順調であれば近
日中に退院予定である。訪問看護、デイケア及びナイトケア等の活用を
検討し、服薬指導等も実施予定である。

- 本人が無事退院し、在宅生活を開始した。今後「精神障害者在宅生活
支援プログラム」への移行を検討し、日常生活の安定に留意することと
したい。

3 ひきこもり改善支援プログラム（家族と同居世帯）

① 世帯状況

その他世帯（40歳代兄・40歳代弟）

② 本世帯における課題

- 弟は、中学卒業後30年にわたりひきこもりであり、社会的能力は低
く、知的障害の可能性も疑われる。
- 他のきょうだいの交流が疎遠であり、支援を期待できない。

③ 現在の弟の状況

- 弟は、中学卒業後社会経験がほとんどない。食事はできあいの総菜が
中心である。掃除・洗濯は兄が行い、自分の使用した食器は弟自身で後
片付けている。4人きょうだいであるが、他のきょうだいの付き合い
いはほとんどない。昼間は兄が家を空け、弟 1 人で過ごすことが多い。

④ 支援経過

- 数年前に保健センター嘱託医による取り組みを実施しているが、効果
がなかったことを過去のケース記録にて確認した。
- 保健センターの保健師及び臨床心理士とカンファレンスを実施する。
各機関が連携し、再度嘱託医訪問へつなげ、きょうだいがともに健在な
うちに一定の結果（通院へつなげる・知的障害が確認された場合の療育
手帳取得及び障害年金受給等）が出せるよう、きょうだいはたらきか
けていく。また、兄の負担軽減や弟の意向にも留意することとする。
- 保健師及び臨床心理士同行の上、家庭訪問を実施した。兄は弟が無口
なため、つい怒鳴りつけることがあり、弟は自衛行為（腕・足を強く
かきむしる等）を行ってしまふとのこと。兄には弟に無用なストレスを
与えないように、日常生活に留意してもらうことを伝えた。また、弟は
いつも部屋のすみみにいることが多く、こだわりのようなものがあると兄
は思っているようである。
- 保健師が弟の血圧測定を実施したが、特段異常はみられない。しかし、
長期間医療機関での受診を行っていないため、一度検診を受けてみるこ
とを提案するも、弟は拒むため、保健センター嘱託医による往診を提案、
弟も了解した。嘱託医訪問実施後、あらためて方針を探ることとした。
- 保健センター嘱託医による往診に、保健師とともに同行する。弟は嘱
託医事前に幾分緊張したようであった。生帯等をあらためて聴取す
るが、被害的な言動はなく、近隣のトラブルもないことを確認。弟に
は明らかに知的障害があるとの嘱託医の意見であった。
- 今後、弟の往診につながるよう努め、また兄にも、ひきこもり家族教
室への参加を検討することを促したい。

創刊のことは

いまから4年前、私たちのうちの何人かの呼びかけによって、SPSN（社会政策研究ネットワーク）という集団が生まれました。当時は、社会政策、社会福祉、社会保障、社会計画、公共政策などを専攻する、とりわけ若い研究者たちが、各学会や各大学・研究所に分散しており、お互いにその存在を知らないという事情があったからです。このため私たちは、この分野の研究者の知的な交流を促進するため、定期的な研究会活動を開始しました。さいわい、この試みは若い世代の支持を得て軌道に乗り、今日にいたっています。また、この活動のなかから、少なからぬ数の著作や論文が生まれ、それらを世に問うことができました。

いま、これらの活動の成果を踏まえて、私たちは『社会政策研究』を創刊する決心をしました。ある研究分野が、どれくらい生産的であるかということは、その分野について発表される論文の数がどれくらいあるか、ということが一つの指標となります。私たちは、本誌の刊行によって、この分野における研究の蓄積に寄与することができると信じています。また、本誌を通じて、学会政治や官僚主義的な学会組織から自由な知的コミュニケーションが形成されることを念じています。

SPSNが本誌の母胎となっていることは間違いないと思いますが、本誌はSPSNの機関誌ではありません。その意味では、すべての人に開かれた雑誌です。たえざる相互批判の可能性こそが、客観性の維持を確保することができるところです。このことの意味は二つあります。ひとつは本誌が複数の世界に対して開かれているということです。編集委員会の構成を見ればわかるように、本誌は学際性をめざしています。また、研究の世界からだけでなく、実務をはじめとする実践の世界からのフィードバックも望んでいます。もうひとつは、本誌がエイジェンズな雑誌をめざしている、という点です。SPSNにおける活動が若い世代が中心だったのは、ジェロントクラテックな社会のなかでは、そうすることによってしかエイジフリーな状態を作れなかったからにはなりません。

小誌は発行部数を誇るような雑誌ではありません。文字通りの小誌です。しかし日本の社会政策研究の最先端を示すものではないかと思っています。このような企てを支持していただいた東信堂に感謝するとともに、幅広い読者のみなさんの支持を訴える次第です。

2000年10月

社会政策研究編集委員会

【巻頭言】

脱一貧困への道筋

岡部卓

I 社会への問い、貧困への問い

出口の見えない閉塞した時代状況がそうさせるのだろうか。私は、最近、よく人びとが苦況に陥った時の行動様式やその結果について考える。そこでは、幾つかの視点や指標を通し、現在、社会（政治・経済・社会）がどのような状態にあるのかを推し量っている。ここでは、その中の一つ、社会という視点から3つの指標を提示してみたい。一つは、非一社会に向うベクトル。これは、人びとの苦境が人びとの社会的諸関係を断ち切る方向に作用していることを指し、具体的には、家族、地域、職域の絆（きずな）が希薄化され、最終的にはそれらの領域からも排除され都市空間を漂流するホームレスと呼ばれている人たちにその典型をみる。二つには、脱一社会へ向うベクトル。これは、人びとの苦境が社会的存在としての自己を保持できなくなる方向に作用していることを指し、具体的には、主として労働一生活を通しての心身の負担に耐えかね自己滅滅を図るしかかない状況を指し、それはアディクションをはじめとする心の病や自殺にその典型をみる。三つには、反一社会へ向うベクトル。これは、人びとの苦境が社会的ルールを越える方向で作用していること、具体的には違法・不当な行為を通して自己保全や社会へ異議申し立を行う犯罪にその典型をみる。その例の一つとして近年話題となった社会に居場所がなく刑務所で生活することを余儀なくされている累犯障害者などがあげられる。

しかしながら、いずれの人間も苦境に陥った時に同じ行動をとるわけはない。人びとは、自己がとり得るあらゆる方法を懸命に駆使し、苦境に立ち向かおうとする。しかしながら、人びとを取り巻く社会の有り様は、個人によりよき生きようとする願いを押し上げることとあれば下げることとあるのでは

ある。どのような社会に生を受け存在しているのか、また社会の中でどのような地位・状態に置かれるかによって、人は、「非一脱一反」社会的存在になり得るのである。

この人びとの苦境には、いろいろな様態があるが、その中でもとりわけ自分の生活が立ち行かなくなる貧困という事実は、究極には人びとをホームレス（非一社会へ）、自殺者（脱一社会へ）、犯罪者（反一社会へ）へと駆り立てていく。

前述したように、当然のことながら、このような貧困という不幸な事態に對して人びとは、手をこまねいているわけではない。人びとは、懸命に格闘し、少しでも幸福な事態（貧困からの脱却）を図ろうと投企する。

しかし、ここでは、二つのまなざしが社会から投げかけられる。一つは、問題（貧困）であることを隠蔽するか、また個人のふるまい（行ない、態度）として社会的制裁を加えるかである。これは、一般的には、貧困という事実をないものとして無視するか、個人の行為を非難しその者を排除するか、あるいは消極的な政策を施すかである。もう一つは、問題（貧困）という事実を明らかにし社会として解決すべき課題であるという認識のもと積極的に貧困解消を図る政策を展開していくかである。

2 ワーキングプア問題が突きつけたもの

前世紀末から今世紀にかけて、わが国において格差・不平等とともに貧困問題が粗上に拳がり警鐘を鳴らしている。そしてこれら問題の広がりや深さは、これまで貧困について積極的に関わってこなかった社会に対し改めてその上記二つの機能のいずれかへの対応を迫っている。それは、戦後復興期に曲がりなりにも行っていた貧困問題への積極的関与が、高度経済成長期から低成長期においてその関与も退潮しほとんど看過される社会事象と見なされてきたことが、前世紀末を境として変わってきたことによっている。その前兆が、これまで特定の地域に囲い込まれ隠蔽されてきたホームレス・日々雇用の問

題が可視化されてきたことであり、今世紀に入り大きく取りあげられるようになった非正規雇用で代表されるワーキングプア問題である。日本型雇用（終身雇用、年功序列）が崩壊し、働いても十分な収入を上げることができず十分な生活を享受できない労働者が労働市場で多数を占めるようになってきているのである。このワーキングプア問題が、ホームレスという貧困の極限形態にある人たちの問題を越えて「彼・彼女たち」の問題から「私たち」の問題として位置づけるようになってきている。

この点、欧米とわが国の貧困認識と貧困戦略は、大きな差異がみられる。欧米においては、1960年代にすでにワーキングプア問題を「貧困の再発見」と積極的に位置づけ、理論的・実証的側面から検証し政策課題として政府内外に提起し、アクション（運動、政策）を起こしている。蛇足となるが、この当時、ワーキングプアを家族の貧困（family poverty）、児童の貧困（child poverty）などという用語を使用しとりあげたりもしている。

わが国においては、新自由主義政策により、格差・不平等・貧困問題がより促進されてきた。しかし、そのことだけが貧困を問題化させてきた理由とするには十分ではない。これまでも、ワーキングプアといわれる貧困問題が「彼・彼女たち」の問題としてあつたが、「私たち」の問題として取り挙げられることは少なかった。

この点、ワーキングプア問題をはじめとして貧困問題には、上記の新自由主義政策や日本型雇用に加えて、家族扶養、企業福利が社会保障制度の前提あるいは代替・補完を果たしてきたことが問題を潜在化させてきたことが挙げられるのではないかと考える。

一つは、貧困をどうとらえるかという認識について。欧米とりわけヨーロッパでは、貧困を生存することが不可能な状態とする「絶対的貧困」から社会において標準的な生活様式の比較において許容できない状態とする「相対的貧困」へ、そして社会の関わりから遮断されている関係性の貧困としての「社会的排除」、さらには財を用いて何かをなし得る「潜在能力」（ケーパービリティ）の欠如あるいは獲得の失敗としての貧困へととらえる考えへと変

化している。貧困を、単なる物質的充足だけにとどまらず人びとの生き方の幅に眼を向けるところまできているのである。このような認識の変化の線上に「貧困の再発見」が行われたのである。60年以降の国民の生活水準が上昇するなかで、貧困問題を「絶対的貧困」でとらえるのではなく「相対的貧困」(あるいは「相対的剥奪」)や「社会的排除」の概念をとり入れることよって貧困を社会問題化し、その指標の開発や測定をおこなう方向へ進んでいる。そのことがあり、ワーキングプアに代表される貧困問題の量や質の提示や政策提言・立案・実施を行うことができたのである。このことを考えるならば、わが国におけるワーキングプアに代表される貧困問題については、「相対的貧困」以降の貧困認識を持たなければ、その問題を把握することが難しいといえよう。われわれの観念の中には、まだ「絶対的貧困」としての貧困認識からの脱却ならびに社会的・文化的に容認できないうらえ方としての(単に相対化した不平等の尺度としてではない)「相対的貧困」以降の貧困認識が十分醸成(あるいは普及・浸透)されてこなかった。このことが、貧困問題解消の取り組みを大きく遅らせる一因になったのではないだろうか。

二つは、貧困の量的・質的の把握について。欧米においては、政府統計等が整備されており、そのデータを通して貧困の量・質の測定や対策の検討を行うことが可能となる。わが国においては、貧困問題を把握することを目的とした政府統計がない。また貧困の定義においても政策的基準である生活保護基準がある程度であり、そこで被保護人員・世帯の実態を把握しているに過ぎない。しかしながら生活保護制度の対象となつている貧困層(被保護層)は「制度によって切り取られた」層であり、貧困層の一部と考えるのが妥当であろう。そこには制度対象とならない膨大な貧困層が存在していることに眼を向けなければならぬ。そのためにも、貧困を定義づけ、また貧困量や質を正確にまた多面的にとらえる測定をしていくことが必要不可欠である。政府等が調査を実施するなど、貧困問題の緩和・解決につながる基礎的データの収集・分析に努めていく必要がある。

三つは、貧困対策について。貧困問題については労働者の生活保障である賃金制度の確立、社会保障制度の確立(防貧制度である雇用保険、公的年金、

そして救貧制度である生活保護等の所得保障制度)が十分機能していくことが重要である。わが国の救貧対策は、これまで欧米の救貧法規に見られるような労働能力のある者(稼働年齢層)を含めて貧困問題の緩和・解決を図るのでなく、稼働年齢層の排除、扶養義務者のいる者を排除し貧困救済を行ってきた長い歴史がある。そのため貧困救済の対象は、身寄りのない非稼働層に限定し展開されてきたといつてよい。しかし、現行生活保護法が制定・施行され、労働能力を有する者、扶養義務者の有する者の別なく生活困窮の事実をもつて保護を適用する一般扶助主義の考え方のもとに制度適用されることとなった。しかしながら、生活保護法第4条の補足性の原理において能力活用を保護の要件とし、また扶養を優先するという規定を置いた。これらをどう解釈し運用するかにより生活保護を受給する対象層が大きく変わってくる。この点、現行法で採用された一般扶助主義が、生活保護行政において極めて厳格な解釈・運用が行われているため、旧生活保護法まで長らく採用されていた制限扶助主義と事実上同じような運用実態(この点、社会保険等防貧制度の不備も指摘される)となつていると指摘できよう。すなわち、生活保護受給世帯では非稼働世帯化が進み、失業あるいは働いても低賃金で不安定な雇用形態にあるワーキングプアやホームレス状態にある者・世帯が含まれている割合が極めて少ない実態にあるのである。非正規化が進行する中で、「能力の活用」をどのように考えるかについて、労働政策と社会保障政策とより生活保護政策の大きな課題となつているともいえよう。

3 ナショナル・ミニマムへの問いかけ—生活扶助基準引き下げ問題が突きつけたもの—

上述のワーキングプア問題と同じあるいはそれ以上のインパクトをもつて貧困低所得層を直撃したものに、生活扶助基準の引き下げ問題がある。

いうまでもなく生活保護制度によって保障される生活水準は、最低生活水準として設定されており、それは生活保護制度の保障水準を表しているだけでなく、国民にどの程度の生活レベルを国家が保障していくのかという、ナショナル・ミニマム機能を有している。この水準は、憲法第25条に明記さ

れているように「健康で文化的な最低限度の生活水準でなければならぬ」とされ、人間としての尊厳と体裁が維持できる社会的文化的生活が充足される水準としている。この最低生活水準（生活保障基準）は、生活困窮（貧困）であるかどうかを判断する貧困線の役割を果たしている。そして、最低生活保障は生活需要に応じて8種類の扶助から構成されており、その中でも最も基本となる扶助が生活扶助である。その基準の妥当性を検証するために「生活扶助基準に関する検討会」（厚生労働省社会・援護局長 私的研究会、2007年10月～11月）が開催された。厚生労働省は、同検討会の報告を受け、一般世帯の均衡の観点から抑制の方向（引き下げ）へ進めようとした。同検討会では、現行の算定方式である水準均衡方式が前提としている生活保障世帯と一般低所得世帯を比較検討し、妥当性を持っているかどうかの議論が交わされている。現行算定方式では、生活扶助基準を一般低所得世帯との均衡で考える相対化したとらえ方に立つものである。この方式は、所得・消費水準が上昇することを前提に設計された方式であり、90年代以降のわが国の経済・労働環境下では、生活扶助基準の低下傾向が免れない。そのため、生活扶助基準を低所得世帯との均衡で考える相対化したとらえ方ではなく／だけでなく、もう一つのとらえ方、すなわち健康で文化的な最低限度の生活を保障するための絶対的水準でも、考えるべきである。また、新たな算定方式／既存算定方式の組み合わせが必要であることも検討に入れておく必要がある。

このことは、改めて国民・住民にとって生活保障制度の理念である生存権保障、すなわち「健康で文化的な生活」とは何か（最低生活およびそのコストの問い直し）、一般世帯との均衡だけに偏らず社会にとって容認できない最低限度の生活とは何か、さらには新たな生活再建の基盤となる生活とは何か、という「問い」を改めて突きつけているといえよう。

福祉国家において、生活保障基準は、ナショナル・ミニマム機能と所得再分配機能、とりわけ格差不平等と貧困の是正・解消に関わってくる。

貧困を語ること（どのように語られるか）とその対応策（どのように対処する

か) によつては、貧困の拡大にも縮小・消滅につながってくる。

貧困という問題を背負いながら、生きていくことは大変なことである。どの人間も生きる権利があり、そのためにもよりよい生活を全うできるようにしていかなければならない。それぞれの領域で貧困脱却への道筋をつける発信をしていくことがその大きな原動力の一つとなる。その力を信じたい。

木下武徳 きのしたただけのり 北星学園大学准教授 1974年生 社会福祉学専攻、主要著書『アメリカ福祉の民間化』(日本経済評論社、2007)、『住民主体の地域福祉論』(共著、法律文化社、2008)、『聴覚障害児・者支援の基本と実践』(共著、中央法規、2008)、論文「ロサンゼルス福祉改革における民間化の特質—GAIN ケースマネジメントを中心に」『社会科学研究』第59巻第5・6号(東京大学、2008年)ほか。

須田木綿子 すだゆうこ 東洋大学教授 1960年生 社会老年学・非営利活動論専攻、主要著作 *Blurring the boundaries between for-profit and nonprofit providers: Long-Term Care Insurance System in Japan*. (to be published in *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*), *Devolution and privatization proceeded and centralized system maintained: a twisted reality faced by Japanese nonprofit organizations*. (*Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol.35, No.3), 『アメリカ社会保障の光と陰』(共著、大学教育出版会、2004)、『素顔のアメリカNPO』(青木書店、2001)。

寺田寛美代 てらだきみよ 新潟医療福祉大学社会福祉学部准教授 1972年生 福祉社会学・社会福祉学専攻、主要著書『共生社会とマイノリティへの支援』(東信堂、2003)、『ソーシャル・インクルージョンの社会福祉』(共著、ミネルヴァ書房、2008)、『社会福祉が成立する範疇に関する分析枠組の構築』(『福祉社会学研究』No.1、2004)。

編集後記

■今回は、締切日までに4本の論文(いずれも自由論文)の投稿申し込みがありました。匿名レフェリーによる査読を経て、2本の論文の掲載を決定しました。1本は実証的研究、もう1本は、対照的に、理論色の濃い論文といえます。少ない本数でありながらも、今日の社会政策に関する研究の拡がりを反映した構成となりましたことをうれしく思います。

本号から編集委員会事務局を引き継がせていただきましたが、不慣れのなか、様々な不手際も生じ、多くの方々にご迷惑をおかけいたしました。そのなかで刊行を迎えることができましたのは、ただ、先任事務局の方々をはじめ編集委員の方々、また東信堂の下田社長、向井智央さんの多大なご支援とご尽力によるものであります。この場を借りて御礼申し上げます。(事務局)

■本号の特集では、このところ注目を集めている「貧困」問題について、政策論との関係でアプローチしている論文を所収しました。企画・調整は、駒村康平、山田篤裕委員が担当しました。また、岩田正美先生には、査読のご協力をいただきました。どうもありがとうございました。ございました。巻頭言は、貧困研究の第一人者の岡部卓先生に問題提起をご執筆いただきました。ご多忙の中、先生に玉稿をお寄せいただき、感謝致しております。前号(第8号)の『格差論再考』の特集とあわせて読んでいただければ、現在の問題状況への理解が深まるのでは、と自負しています。

次号は、10号を迎えるにあたり、ひとつの区切りをつけ、最終号にしたいと思っております。現編集委員、元編集委員が総力を結集し、「(仮)社会政策研究のニュー・フロンティア」という特集を組み、その研究の方向性を示して行く予定です。そのため、自由投稿論文の募集は致しません。最終号、ご期待いただければ、と思っております。

最後に、緻密な編集作業を行って下さった東信堂のスタッフ、そして、皆様方のご支援に感謝致します。今後とも、よろしく、お願い申し上げます(T.M.)

社会政策研究 9 2009年3月31日

ISSN 1346-0552

編集 『社会政策研究』編集委員会

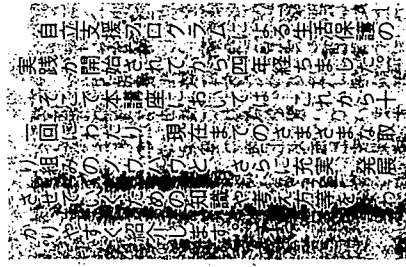
事務局 〒192-0395 東京都八王子市大塚359番地
 帝京大学文学部社会学科
 神山英紀研究室気付
 E-Mail RXG00156@nifty.ne.jp

発行 株式会社 東信堂

〒113-0023 東京都文京区向丘1-20-6
 電話 (03) 3818-5521(代) Fax (03) 3818-5514
 E-Mail tk203444@fsinet.or.jp
 ISBN 978-4-88173-910-7 C3036

【第一回】基礎① 自立支援の考え方と意義

首都大学東京教授 岡部 卓



自立支援プログラム導入の背景

生活困窮状態にある要保護者（以下「利用者」）の生活問題は、所得・収入あるいは資産の不足など経済的問題が基底となり発生します。それは、雇用の不安定・低賃金・失業といった労働にかかわる問題から、経済的基盤の不安定からくる消費の萎縮、家族関係の破綻、住環境の悪化等

といった生活の諸側面にまで多岐にわたって現れるのが特徴です。

今日では多様な生活課題を抱える利用者が増えています。

具体的には、アルコール・薬物等の依存症、多重債務、DV、児童虐待、元ホームレス、地域のなかで孤立しネットワークをもたない高齢者・障害者、精神疾患等による社会的入院（貧困の世代間継承（再生産））などがあります。

さらに、利用者のなかには保護受給が長期化している者も増えており、経済給付は行っているが、自立が十分図られない美態もみられるようになってきました。

実施機関である福祉事務所ではこれら利用者の生活課題や保護の長期化の対応に対して苦慮している現状があります。ソーシャルワーカーの個人的努力や経験に負う

取り組みがなされていますが、かかわるソーシャルワーカー個々の職員の対応にバラツキがあるなど、利用者にとって必ずしも十分な対人援助となっていない実態があります。

こうしたなか、平成十六年十二月に、社会保障審議会福祉部に設置された「生活保護制度の在り方に関する検討委員会」の報告が出されました。

同報告書では、利用者と直接かかわっている地方自治体が、被保護世帯の現状や地域の社会資源を踏まえ、自主性・独自性を生かして「自立支援プログラム」を策定し、それに基づいた支援を実施すべきであると提言しました。この指摘を踏まえ、平成十七年度からは国・自治体・福祉事務所が連携し、各自自治体ごとに、自立支援プログラムに取り組むこととなりました。

自立とは何か（自立と自律）

自立支援プログラムは、実施機関である福祉事務所が管内の被保護者全体の状況を把握したうえで、被保護者の状況や自立支援を阻害する要因（自立にむけた課題）について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施していくというものです。

現在、各自治体によって、さまざまな自立支援プログラムが取り組まれています。相談援助活動及び自立支援を検討するうえで、「自立」をどのようにとらえるかが大切となってきます。

一般に、「自立（independence）」というと、他人の力を借りずに生活をするという考え方が従来のものでした。この意味での「自立」は、自分が働いて得た収入で生活するという「経済的自立」、そしてその前提として自分の身のまわりのことができるという「身近自立（身体的自立）」をさしています。さらにそのことで、社会的なつながりの回復・維持を図る「社会的自立」へとつながっていきます。

こうした自立観の下では、他人の力を借りない、公的な制度による支援を受けない、あるいは家族・親族の援助を受けないということが求められてきました。

生活保護においても、従来の自立観を下敷きにして、「自立＝経済的自立」という考え方が強くありました。このため、「自立＝保護の廃止」の助長があったのです。

一方、十分に稼働収入を得ることができない人たちや、身近自立を図ることができない状態にある重度の障害者や高齢者にとつての「自立」は、こうした自立観には入らないことになってしまいます。

すなわち、経済的あるいは身体的支援を受けている人たちは、経済的自立、身近自立というゴールにだどりつけない存在としてとらえることになってしまうのです。

どの人にも可能性があり、それぞれのもっている可能性のなかで最大限その力を発揮する方向で生活していく、すなわち、地域のなかで経済給付や対人サービスを受けながら自己決定・自己選択に基づき生活を営む「精神的自立」「援助（支援）付自立」をめざしていく方向で、自立をとらえ直す必要があります。

障害者の自立生活運動や高齢者の自立をめぐる議論のなかでは、「広く、自分の置

かれた地域のなかでさまざまな社会資源を活用して、自分が選び取って自分の生活を表現していく」という意味で「自立」の語が使われるようになりました。

「主体的、自律的に自分が選び取る」というニュアンスの強いこの「自立」の考え方は、従来の自立観と区別するためにしばしば「自律（autonomy）」と呼ばれます。

このような新しい自立観をもとに、社会福祉法第三条でも、福祉サービスの基本理念として、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、最良かつ適切でなければならない」と謳われています。

なお、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書では、被保護者にとって必要な自立として、就労による経済的自立を図る「就労自立」、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行う「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立を図る「社会生活自立」の三つの自立を掲げています。

それぞれが置かれている状況のなかで、日常生活レベル、社会生活レベル、就労レベルで自分の可能性を追求していくこと、被保護者が決定・選択し自らが切り開くことを支援していくこと、が大切であると考えます。

生活保護における対人援助

生活保護の実施機関である福祉事務所は、最低生活を保障しながら、被保護者の経済的自立のみならず、広く社会的自立に向かっ

この相談援助・支援活動は、生活保護の実施過程ともいわれ、受付→申請→資力調査→要否判定→決定(開始、却下)→支給(変更、停止)→廃止、という各段階を踏みます。

活動は、生活保護法第二十七条を法的根拠にする。

③被保護者の選択と決定に基づく支援活動は第二十七条の二(相談及び助言)を法的根拠とする。

そのため、被保護者が自立支援プログラムを選択しない、あるいは自立支援プログラムが不調に終わったことにより指導・指示違反として保護の廃止を行うことができないことに留意する必要があります。

ソーシャルワークとしての援助(相談援助活動)と支援(支援活動)

援助(help)と支援(support)とはどう違うのでしょうか。

援助とは、援助者であるソーシャルワーカー(生活保護ワーカー)が主体となり対象者である利用者

援助の主体はソーシャルワーカー(生活保護ワーカー)、支援の主体は利用者です。

同時に、ソーシャルワーク(生活保護法においては「指導・指示」及び「相談・助言」など)を通して行われる相談援助・支援活動を通して利用者の生活全体を援助・支援していく社会福祉実践過程であるといえます。

生活保護実施過程が、単に経済給付過程を行う過程にとどまらず、経済給付を通して要・被保護者の社会的自立に向けての相談援助・支援活動になるかは、実際にどのような活動が行われるにかかっています。

また、生活保護における相談援助・支援活動の範囲と内容は、生活保護の対象となる利用者に対するこれら一連の援助・支援活動をさしているだけでなく、生活相談・支援ということ

そのため、ここでは、①生活困窮ということによって直接・間接にかかわってくるすべての相談を含めていること、②生活保護の対象とならない相談者の相談援助・支援活動も含まれていること、③生活保護廃止後の相談援助・支援も含まれていること、となります。

図 生活保護法における相談援助と支援の関係

Table with 2 columns: 相談者・要保護者, 被保護者. Rows include: 生活保護法における社会福祉委員(相談援助活動及び支援活動), 相談援助, 自立支援, 相談及び助言, 指導及び指示. Includes legal references like 生活保護法第27条.

しかしながら、表態としては、援助においても支援においても、共に利用者の意向の尊重あるいは利用者主体という考え方のもとに、相談援助活動あるいは支援活動が展開されており、支援という言葉を使用することで、よりその考え方を表明しているといえます。

自立支援プログラムに取り組みつつも、福祉事務所の現場では、プログラムに対する理解がまちまちだという現実があるようです。

相談援助と支援の関係

生活保護法のなかで、相談援助と支援はどのように位置づけられているのでしょうか。

平成十二年の地方分権一括法に伴う生活保護法の改正において、最低生活保障と最低生活保障に伴う指導・指示にかかわる業務は法定受託事務、被保護者への相談・助言と、利用者への相談・助言にかかわる業務は自治事務として位置づけられるようになりました。

そこで、生活保護法における相談援助と支援の関係は、次のように理解しておく必要があります。

- ①相談者(要保護者を除く)及び要保護者の意向に即した相談・助言は、相談者(要保護者を除く)に対して社会福祉法及び福祉各法を法的根拠に、また、要保護者に対して生活保護法第二十七条の二(相談及び助言)及び生活保護法第二十八条保護申請に伴う助言指導)を法的根拠とする。
②被保護者の意向を尊重した援助相談援助

次号では従来の相談援助活動と、自立支援プログラムの違いをプロセスから解説します。

【参考文献】

① 岡部卓「福祉事務所ソーシャルワーカー必携―生活保護における社会福祉実践」全国社会福祉協議会、二〇〇三年
② 東京都福祉区・首都大学東京共編・岡部卓著「代表―生活保護自立支援プログラムの構築―」社会学選刊による個別支援プログラムの活用、Do See、きょうせい、二〇〇七年
③ 生活保護自立支援の手引き調査委員会「生活保護自立支援の手引き」中央法規、二〇〇八年

【第2回】基礎② プロセスで見る、相談援助活動と自立支援プログラム

首都大学東京教授 岡部 卓

全国の福祉事務所では、さまざまな形で自立支援プログラムに取り組んでいます。しかし、このプログラムに対する理解がまだまだという現実があるように思います。そこで、今回は従来の相談援助活動と自立支援プログラムの違いをプロセスから解説します。

自立支援のプロセス

従来の生活保護における相談援助のプロセスは、次のように分けて考えることができます。それは、①相談援助の導入に当たる受付段階（インテーク）、②調査や要否判定を行う生活保護申請段階（アセスメント）、③生活保護の決定とこれからの相談援助の

方向性づけ相談援助計画の作成、プランニングともいう）とその実施（介入、インターベンションともいう）並びに相談援助活動の見直し（モニタリングと評価）を行う生活保護受給段階、そして④経済給付と相談援助が終結する生活保護廃止段階（終結、ターミネーションともいう）の各段階です。

そして生活保護における相談援助活動の範囲は、受付段階の相談者、申請段階の要保護者、受給段階の被保護者、そして廃止段階の元被保護者のすべてに関わる相談援助活動を指しています。

一方、「自立支援プログラム」ですが、こちらは現に生活保護を受給している被保護者を対象に被保護者の選択と決定に基づき行われる支援活動を指します。

「自立支援プログラム」は、次のように大きく四つの支援プロセスに分けて考えるこ

とができます。

(1) 「アセスメント（事前評価）」と「説明と参加」の段階

「アセスメント」では、①被保護者の意向の確認、②被保護者と被保護者のめぐる状況（環境）に関する情報収集・整理・検討分析、③事前評価、を行います。

いうまでもなく相談援助活動の導入に当たる「インテーク」段階から被保護者とワーカーとの信頼関係が構築され相談援助活動が展開されています。そこで支援活動においては、その関係性を保持・強化していくとともに、「アセスメント」として被保護者がどのような支援の意向をもっているのか、また被保護者本人並びに被保護者がどのような状況（環境）に置かれているのかを、さらに本人と状況（環境）の関係について、アセスメントシートを使用し被保護者

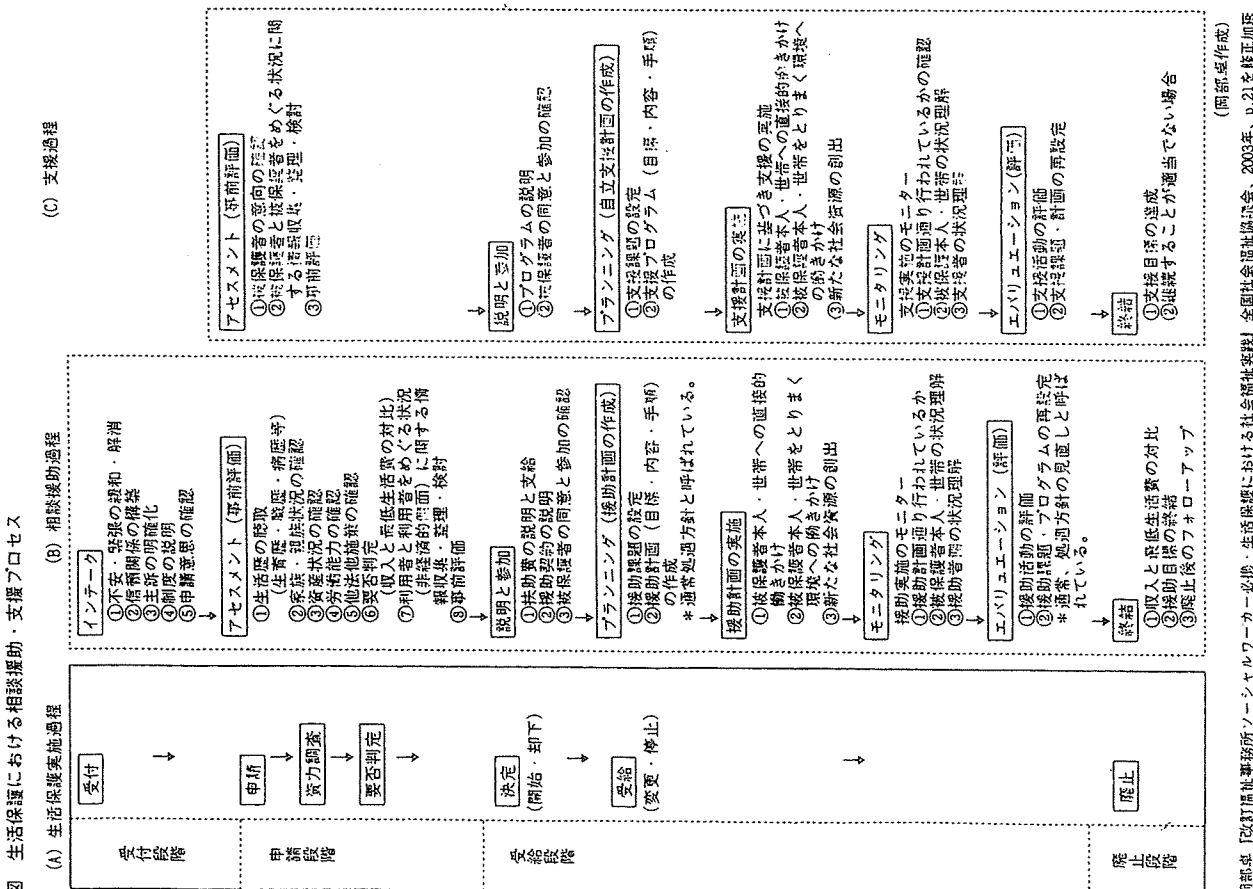


図 生活保護における相談援助・支援プロセス

の事前評価を行います。

次いで「説明と参加」においては、①プログラムの説明、②被保護者の同意と参加の確認、を行います。それははじめに、被保護者の支援課題に即して生活保護の実施機関である福祉事務所がどのような自立支援プログラムを提供できるのかについて被保護者への提示とその説明を行い、次いでそれが被保護者の同意と参加のもとに行われることを確認する場面として設定しています。

(2)「トレーニング(自立支援計画の作成)」段階

「トレーニング(自立支援計画の作成)」の段階では、①支援課題の設定、②支援プログラム(目標・内容・方法・手順)の作成があります。

アセスメント結果を踏まえ、はじめに、被保護者がどのような支援課題があるのかを確認し、またその中で優先的に取り組むべき支援課題はどれかを、被保護者の参加のもとに設定します。

次いで、支援目標・内容・方法・手順を定める自立支援計画を策定します。これは支援課題を緩和・解決するために具体的な支援目標・内容の設定を行い、それらの目標達成のために、被保護者と環境への働き

かけを、いつ、どこで、誰が、どのような方法や手順で行つたらよいのかを提示する、いわば、支援活動の全体的見取り図にあたります。

(3)「自立支援計画の実施」の段階

この段階には、①自立支援計画の実施、②モニタリング③エバリエーション(評価)があります。

①自立支援計画の実施においては、(1)被保護者本人・世帯への直接的な働きかけ、(2)被保護者本人・世帯をとりまく環境への働きかけ、(3)支援課題に対して既存社会資源の調達・調整が難しい場合、新たな社会資源を創出していくこと、があります。

②モニタリングにおいては、支援活動の振り返りが行われます。それは、(1)支援計画どおり行われているかの確認、(2)被保護者本人・世帯の状況理解、(3)支援者の状況理解、があります。

③エバリエーション(評価)は、事前評価にあたるアセスメントに対し、事後評価を行うことを指しています。それは、(1)支援活動の評価、(2)支援課題・計画の再設定があります。(1)においては、支援目標がどの程度達成されているのか、また支援が適切に行われているのか、を評価します。(2)

においては、実施されている支援が達成されていない状況、具体的には被保護者の支援課題に変化が生じた場合、支援課題に支援内容・方法等が十分対応していない場合、引き続き再評価(再アセスメント)を行い、再トレーニング、実施、モニタリングと支援を続けます。

(4)「終結」

「終結」の段階は、①支援目標の達成、②支援継続が適当でない場合、の二つがあります。

①自立支援プログラムにおいては、被保護者が支援目標を達成した場合、支援が終了します。これは、支援目標が達成され、今後は被保護者自身が自分の力で対応が可能であると判断された場合です。この場合、生活保護ワーカーは再発あるいは予防のために一定の見守り(状況の把握や、場合によっては相談・助言等)をしていく必要があります。

②また、自立支援プログラムの継続が適当でない場合にも支援が終了します。これは、被保護者の状況が変わり利用しているプログラムが必要ない状況にあると判断される場合と、被保護者からプログラム継続の意思がないとの申し出があつた

場合が考えられます。前者の場合、生活保護における相談援助活動や新たな別の自立支援プログラムの活用が考えられます。後者の場合、継続意思のない理由等の確認と今後の生活再建をどのように図っていくかについてその方法等を検討していくことが必要です。場合によっては、新たな場(機関・組織)で支援を行うことが適当なこともあります。支援課題の緩和・解決のための情報提供や新たな場へ引き継ぐとも視野に入れてください。

自立支援プログラム到達レベル(評価)の
確認——必要性と意義——

自立支援プログラムではプログラムを活用することにより、それが被保護者(利用者)の自立にどの程度貢献効果のある、または満足しているのかを明らかにする到達レベル(評価)の確認を行うことは大事な作業の一つです。

評価には、生活保護ワーカー自身による「支援者評価」、被保護者による「利用者評価」、そして自立支援プログラム関わる当事者(被保護者、福祉事務所)以外の第三者による「第三者評価」があります。

それは、生活保護ワーカーは、被保護者

およびその世帯を支援するに当たり、どのように支援課題を把握しているのか、どのような支援計画(支援目的・内容・方法・手順)を立てているのか、どのようにして自立支援プログラムを執行しているのか自己点検することであり(支援者評価)、またそれが被保護者自らの自立に貢献するものになっているのかどうか(利用者評価)、さらには、当事者から離れた第三者からみて自立支援プログラムが効果的に運用されているのか、を点検していく必要があります(第三者評価)。

このプログラムの評価には、支援する前と、支援することによつてもたらされた結果を分析(解釈)する「アウトカム評価(効果測定)」と支援経過を観察し、被保護者及びその世帯の課題解決にどのように寄与しているか支援過程を分析(解釈)する「プロセス評価」があります。

これらには、外形的に効果があつたか客観的側面に焦点化する評価と、被保護者が満足したものであつたか主観的側面に焦点化する評価があります。

これまで生活保護の相談援助活動における評価は、長らく量的指標である廃止数(生活保護廃止)自立)あるいは扶助費の減額が評価指標の一つと考えられていました。

それ以外の明確な指標は、十分作成されてこなかったといえます。それ以外の評価指標についても、自立支援プログラムの導入に伴い、積極的に作成していただきたいと考えます。

自治体によっては、すでに個別自立支援プログラムごとに評価指標を作成し、支援によりどの程度、被保護者の自立が達成されているのか、を明らかにしているところが出てきています。

このように自立支援プログラムにおいて「評価」を行うことは、具体的根拠に基打ちされた実践を反映することであり、また直接支援を行う生活保護の実施機関である福祉事務所が被保護者はもちろんのこと、行政内外に対して説明責任(アカウントability)を果たすことでもあるのです。

【参考文献】

- ①岡部卓「改訂 福祉事務所ソーシャルワーカー必携—生活保護における社会福祉実践」全国社会福祉協議会、二〇〇三年
- ②東京都板橋区/首都大学東京共編・岡部卓著代表「生活保護自立支援プログラムの構築—指導による個別支援プログラムのPlan・Do・See」きょうせい、二〇〇七年
- ③生活保護自立支援の手引き編纂委員会「生活保護 自立支援の手引き」中央法規、二〇〇八年